改葬の申請について

越前町内の墓地から遺骨を改葬し、他の墓地等へ移す場合には、次の手続きによる「改葬 許可証」が必要です。

改葬を行う際は、町指定の「改葬許可願」に必要事項を記入し、現在埋葬している墓地の管理者(寺院の墓地であればその寺院の墓地の管理者、個人の土地であればその土地の管理者)による埋葬の事実を証明する記名及び押印をもらいます。その改葬許可願と除籍謄本、位置図、受入証明書の写しを住民環境課に提出した後、記入事項に不備がなければ、改葬許可証を発行します。

【改葬の手順】

- ① 改葬許可願を取り寄せ(ダウンロード)、必要事項を記入します。(除籍謄本等を参考)
- ② 改葬者が2名以上の場合は直近の故人のお名前を申請書に記入し、他の故人(直近者を除く全員)は別紙に必要事項を記入してください。 不明な箇所は「不詳」としてください。
- ③ 現在埋葬されている墓地の管理者に依頼して、改葬許可願に埋葬の事実を証明する記名及び押印をもらいます。(遺骨を親族等に預けているときは、その墓の名義人の改葬承認印も必要)
- ④ 改葬先の墓地の管理者から、墓地の位置図と、受入証明書(使用許可書)の写しを取得します。
- ⑤ 改葬許可願、死亡日の分かる除籍謄本(改葬者が複数の場合は直近者のみ)、墓地の位置図、受入証明書(使用許可書)の写しを添えて、住民環境課に申請します。

【郵送で申請される場合】ご申請者の返信用封筒に切手を貼付して送ってください。また、提出書類に不備がある場合に備えて、昼間時でも連絡可能な電話番号を記入したメモも同封してください。

- ⑥ 改葬許可証が発行されます。
- ⑦ 現在埋葬されている墓地の管理者に改葬許可証を提示し、遺骨を取り出します。
- ⑧ 改葬先の墓地の管理者に改葬許可証を提出し、遺骨を埋葬します。

必要なもの

- · 改葬許可願
- •除籍謄本
- ・改葬先の墓地の位置図
- ・改葬先の墓地の受入証明書(使用許可書)の写し

お問い合わせ先

〒916-0192

|福井県丹生郡越前町西田中 13-5-1

越前町役場 住民環境課

電話:0778-34-8708

FAX:0778-34-1235